

平成16年12月2日号

商業・法人登記事務のコンピューター化について
(高知地方務局須崎支局からのお知らせ)

高知地方務局須崎支局では、平成17年1月11日(火)から、本管轄区域須崎市、中土佐町、大野見村、葉山村、窪川町、梶原町、東津野村、大正町、十和村の「商業・法人」(株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、外国会社、未成年者、後見人、商号、支配人、協同組合、宗教法人、公益法人等)について、謄・抄本交付の取り扱いが次のとおりになります。

お客様から謄・抄本の請求があれば、請求時にその商業・法人登記事項を順次コンピューターに入力した後、交付することとなります。そのため、現在交付にかかっている時間よりお時間を頂くこととなります。

尚、コンピューターでの処理になりますと、謄・抄本、閲覧の取り扱いが次のように変更となり、作成・交付にかかる時間が大幅に短縮されます。

- 登記簿の謄・抄本 → 登記事項証明書
- 代表者の資格証明書 → 代表者事項証明書
- 登記簿の閲覧 → 登記事項要約書

同年3月28日(月)からは改正不適合分(コンピューターへの入力に支障をきたすものを除く管轄内全ての会社・法人)についてコンピューターによる運用になります。それまでの間、ご利用のお客様にはご不便をおかけしますが、何卒、御理解、御協力のほどお願いします。

お問合せ先・・・ 高知地方務局須崎支局
☎0889-42-0374

年末資金の御利用は早めに手当を

今年も早くも師走に入りました。年末資金等の手当は早めにしましょう。

全国商工会会員福祉共済について

加入できる方

商工会の会員とその家族・会員の従業員とその家族
商工会の役職員とその家族

共済期間

共済期間は11/1から翌年10/31まで(中途加入の場合は加入月の1日から10/31まで)。申し出のない場合は自動更新です。

掛金

掛金は職業・年齢・性別に関係なく一律月払い2,000円(Cタイプは1,000円 但しCタイプのみでの加入はできません。)

加入タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
加入年齢	満6歳～65歳 (継続加入は74歳まで)	満66歳～80歳 (継続加入は85歳まで)	満6歳～65歳 (継続加入は74歳まで)	
掛金(月額)	2,000円	2,000円	1,000円	
共 済 金 額	死亡共済金	1,000万円	700万円	400万円
	後遺障害共済金	1,000万円～10万円	700万円～7万円	400万円～4万円
	手術共済金	手術内容に応じて20・10・5万円	手術内容に応じて10・5・2.5万円	手術内容に応じて10・5・2.5万円
	入院共済金	8,000円(1～100日目)	5,000円(3～100日目)	4,000円(1～100日目)
	通院共済金	3,000円(3～100日目)	1,500円(3～100日目)	1,500円(3～100日目)
		交通事故・不慮の事故	800万円	500万円

労災保険の上積みとしても最適な商品です。ご相談は商工会へ

生ゴミ処理の問題について

10月下旬役場の環境整備課より、生ゴミの処理について対応を考えてもらいたいとの話があり、11月19日に東区の生

ゴミを排出する業者に集まってもらい上記の話し合いを行いました。

我々の日常生活は多くのゴミの発生が伴っておりますが、自動車、家電製品、缶、ペットボトル、包装紙等についてはリサイクル法の適用がなされています。生ゴミでは、廃棄物処理法や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律が関連法律としてあります。食品資源についてのリサイクルは焼却型やバイオ分解型等メーカーにより、いろいろありますが機械の導入を個人あるいは、グループで購入し対応するには、設置場所、管理、維持費など多くの問題があります。

そこで、機械の導入はこれからの検討課題として、まず、それぞれが出す生ゴミについて水きりを十分にしておけば、燃料費も違わずであり、中容器のある水切り容器(右主写真)を購入し、それぞれ事業所が水切りを十分に行うようにしたらとの話になりました。この容器が手ごろな値段でありますので購入希望の方は商工会までご連絡ください。



29,300
中容器のついた
便利なゴミ容器!
⑬生ゴミ水切り容器
GK-60中容器付(6447B)
容量: 37ℓ(中容器セット時)
寸法: φ490×655(セット時寸法)
※本体・蓋・中容器のセットです。

ビジネスダイヤリーを配布します。

2005年版ビジネスダイヤリーを配布します。このノートの後ろには実用ガイドとして、商工業者に関係する資料を載せてあります。又、ダイヤリーは日々の記録や予定にご利用ください。月の初めには、最近話題に上る、時の言葉が簡明に記載してあります。